解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十六年九月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

埼玉県熊谷市弥生二丁目六三番地
医療法人社団吉田眼科医院
清算人　氏家千恵子

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都中央区新富一丁目一三番二一号
日本総合商品販売業厚生年金基金
代表清算人　飯田　勧

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年六月十日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十六年九月十七日福島県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿八〇番地
医療法人斉須会
清算人　斎須　繁雄

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区内神田一丁目九番一二号
住友大阪セメント販売連合厚生年金基金
代表清算人　塚本　福二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十六年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都中央区京橋二丁目六番一一号ＭＹ京橋ビル三階　医療法人社団川村クリニック
清算人　川村　惠子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十六年九月八日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

広島県江田島市江田島町小用二丁目三番一号
医療法人社団真次医院
清算人　真次　康雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

山口県下関市豊北町大字粟野一四四二番地
宗教法人和光寺
清算人　井上　松江

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号
全国旅館業厚生年金基金
代表清算人　小原　健史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十六年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都中央区京橋二丁目六番一一号ＭＹ京橋ビル三階　医療法人社団川村クリニック
清算人　川村　惠子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十六年九月八日広島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

広島県江田島市江田島町小用二丁目三番一号
医療法人社団真次医院
清算人　真次　康雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

山口県下関市豊北町大字粟野一四四二番地
宗教法人和光寺
清算人　井上　松江

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号
全国旅館業厚生年金基金
代表清算人　小原　健史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、平成二十六年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十七日

鳥取県鳥取市吉成南町一丁目二七番一三号
医療法人社団米本内科
清算人　米本　萬世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市大曲緑ヶ丘三丁目八番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　沖津　忠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

札幌市中央区大通西一三丁目　レジディア大通公園二階　中山博之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区宮下町七一番地、最後の住所岩手県奥州市水沢区字北田一九番地一
被相続人　亡　佐々木幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

岩手県盛岡市大通一―一―一六
相続財産管理人　弁護士　望月　敦允

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角郡小坂町小坂字上小坂六四番地、最後の住所秋田県鹿角郡小坂町小坂字中前田五一番地一二　被相続人　亡　小笠原茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

秋田県大館市字部垂町二四番地四
相続財産管理人　伊藤治兵衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字榛松八二四番地、最後の住所埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町一丁目五番地の一七　被相続人　亡　小松　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階　埼玉総合法律事務所
相続財産管理人　野本　夏生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字下広谷六四一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長峰　美よ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　内田　敦

第48期決算公告

平成26年10月17日

茨城県水戸市千波町1935番地の1
株式会社エディファミリー
代表取締役　荻原　武

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,852,514
	固定資産	8,149,272
	繰延資産	315
	合計	12,002,102
負債及び純資産の部	流動負債	9,945,163
	固定負債	1,438,098
	株主資本	618,840
	資本金	30,000
	剰余金	588,840
	利益準備金	88,300
	その他利益剰余金	500,541
	（うち当期純利益）	(6,860)
	合計	12,002,102